

令和2年4月27日開催

新庄市農業委員会第35回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和2年4月）議事録

1. 開催日時 令和2年4月27日（月）午前10時00分
2. 開催場所 新庄農業基盤管理センター
3. 出席委員（10名）

1番 浅沼 玲子	2番 今田 則雄
4番 星川 吉和	5番 海藤 芳正
6番 笹 行也	11番 齋藤 謙二
12番 清水 哲夫	13番 佐藤 啓右
14番 下山 秀一	17番 佐藤 喜代志
4. 欠席した委員（9名）

3番 丹 茂	7番 鶴巻 浩美
8番 間 真一	9番 須田 雄二
10番 高橋 敏行	15番 星川 豊
16番 三原 康志	18番 指村 貞芳
19番 森 良一	

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
- 日程第 2 議案第 138 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 139 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 140 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第 141 号 農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請
について
- 日程第 6 議案第 142 号 農用地利用集積計画について
- 日程第 7 報告第 105 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第 8 報告第 106 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 9 報告第 107 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げ
について
- 日程第 10 報告第 108 号 農業者年金に関する裁定請求書等の確認について

6. 出席した事務局職員

事務局長 津藤 隆浩 主 査 早坂 和弥
主 事 長南 友紀

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和2年度新庄市農業委員会第35回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席方の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は10名です。欠席通告者は3番丹茂委員、7番鶴巻浩美委員、8番間真一委員、9番須田雄二委員、10番高橋敏行委員、15番星川豊委員、16番三原康志委員、18番指村貞芳委員、19番森良一委員、の9名でございます。

従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会法第27条第3項の規定により、本第35回総会が成立していることをご報告申し上げます。

では会長に議長をお願いいたします。

○議長

それでは議事に入ります。まず日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことに異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に4番星川吉和委員と6番笹行也委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の早坂和弥君と長南友紀君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に日程第2、議案第138号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第138号農地法第3条の規定による許可申請につきまして、新庄地区1件、萩野地区4件、八向地区3件許可申請書の提出がございましたので、同条第1項の規定により本会の可否を求めます。申請内容は記載のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号の審査基準には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いいたします。

○2番

農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番について4月20日に調査確認いたしました。〇〇さん達は親戚関係でありまして、単価的にも合意での設定でありました。よろしくをお願いいたします。

○議長

それでは萩野地区1番について調査報告をお願いいたします。

○11番

萩野地区1番についてご報告いたします。4月18日に調査確認しました。〇〇さんの父から子への使用貸借ということで、△△さんとの新規の賃貸借設定ではありますが、問題無いと判断しましたのでよろしく申し上げます。

○議長

それでは、萩野地区2番について調査報告をお願いいたします。

○11番

萩野地区2番について、4月22日に調査確認しました。同一世帯、親子間の使用貸借権でありますので、問題無いと判断しました。よろしくお願いいたします。

○議長

それでは、萩野地区3番について調査報告をお願いいたします。

○4番

萩野地区3番について、4月20日に調査確認しました。〇〇さんは、農地を全てオールクリエーションという養鶏事業の方に貸し出ししております。今回この土地に関して、農地法第18条第6項にて合意解約という形です。△△さんは、オールクリエーションに勤めている従業員であります。今回土地を借りて農業をやる、耕作したいという意思の下で契約いたしました。借りた時に問題ありませんので、大丈夫だと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長

それでは、萩野地区4番について調査報告をお願いいたします。

○11番

萩野地区4番について、4月20日に確認いたしました。〇〇さん同士が、本家別家の間柄でありまして、父親の代でこの土地を譲っているということになっていましたが、書類上整ってなかったため、今回書類を提出したということになっております。問題無いと判断しますのでよろしくお願いいたします。

○議長

それでは、次に八向地区1番について調査報告をお願いいたします。

○12番

八向地区1番について、4月18日に調査確認いたしました。この土地は、〇〇さんが耕作していましたが、破産したため合意解約によるもので、隣の土地に土地を持っていた△△さんに頼んだということでした。問題なしと判断しました。よろしくお願いいたします。

○議長

それでは、八向地区2番について調査報告をお願いいたします。

○12番

八向地区2番について、4月18日に調査確認いたしました。この土地も同様に、近くの〇〇さんに頼んだということでした。問題なしと判断しましたのでよろしくお願いいたします。

○議長

それでは、八向地区3番についての調査報告をお願いいたします。

○12番

八向地区3番につきまして、4月18日に調査確認いたしました。これは〇〇さんが新規就農で耕作するということでしたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第138号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第138号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第139号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第139号農地法第4条の規定による許可申請について、八向地区1件ございます。農地法第4条の規定による許可申請書の提出がございましたので同条第3項に規定により意見を附して、知事に送付したいのでご審議の程、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果についてご報告をお願いします。それでは八向地区1番について調査報告をお願いいたします。

○12番

八向地区1番につきまして、4月18日に調査確認いたしました。事務局の説明のとおりで間違いありませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第139号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第139号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第140号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第140号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1件ございます。農地法第5条の規定による許可申請書の提出がございましたので、同条第3項の規定により意見を附して知事に送付したいので、ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果についてご報告をお願いします。それでは新庄地区1番について調査報告をお願いいたします。

○6番

新庄地区1番につきまして、4月17日に調査いたしました。事由は詳細のとおりであり、問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第140号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第140号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第5、議案第141号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請についてを上程いたします。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第141号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について、新庄地区1件ございます。農地法第5条の規定による許可に係る転用事業計画変更申請の提出がございましたので、意見を附して知事に送付したいので、ご審議の程、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは新庄地区1番について調査報告をお願いいたします。

○6番

議案第141号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について、新庄地区1番について、4月20日に調査確認しました。事由は詳細のとおりであり、問題無いと判断いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第141号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第141号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第6、議案第142号農用地利用集積計画についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第142号農用地利用集積計画につきまして、新庄地区2件、萩野地区4件、八向地区2件ございます。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会に付議いたします。申請内容は記載のとおりです。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった賃借権設定6件、使用貸借権設定2件について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第142号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第142号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

それでは報告案件に入ります。

日程第7、報告第105号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第105号農地法第3条の3第1項の規定による届出につきまして、新庄地区4件、稲舟地区1件、萩野地区2件、八向地区3件ございます。農地法第3条の3第1項の規定による届出書の提出がございました。届出内容について確認した件をご報告いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長

ご苦勞様でした。ただいまの報告第105号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第105号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

○議長

次に日程第8、報告第106号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

報告第106号農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、新庄地区2件、稲舟地区4件、萩野地区2件、八向地区9件ございます。農地法第18条第6項の規定による通知の提出がございました。通知内容について確認しましたので報告いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。ただいまの報告第106号農地法第18条第6項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第106号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案の通り可決承認されました。

○議長

次に日程第9、報告第107号農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げについてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

報告第107号農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げについて、稲舟地区1件ございます。農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願の提出がございましたので、ご報告いたします。よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第107号農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げについて、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第107号農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げについては、原案の通り可決承認されました。

○議長

次に日程第10、報告第108号農業者年金に関する裁定請求書等の確認についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

報告第108号農業者年金に関する裁定請求書等の確認につきまして、萩野地区2件の農業者年金の裁定請求書の提出がございました。確認いたしましたので、ご報告いたします。よろしくお願ひします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第108号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第108号農業者年金に関する裁定請求書等の確認については、原案の通り可決承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これで、新庄市農業委員会第35回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和2年4月27日

新庄市農業委員会

議 長 浅沼 玲子

議事録署名委員 星川 吉和

議事録署名委員 笹 行也